

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 8 - 関東 2 - 3

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年 8 月19日

【会社名】 株式会社リプロセル

【英訳名】 ReproCELL Incorporated

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 横山 周史

【本店の所在の場所】 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 8 番11号

【電話番号】 045-475-3887（代表）

【事務連絡者氏名】 経営管理部GM 山根 幸司

【最寄りの連絡場所】 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 8 番11号

【電話番号】 045-475-3887（代表）

【事務連絡者氏名】 経営管理部GM 山根 幸司

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【今回の募集金額】 4,104,800円（注）1
549,456,800円（注）2
（注）1 新株予約権証券の発行価額の総額である。
2 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額を記載している。

【発行登録書の内容】

提出日	2026年 5 月27日
効力発生日	2026年 6 月 4 日
有効期限	2027年 6 月 3 日
発行登録番号	8 - 関東 2
発行予定額又は発行残高の上限（円）	発行予定額 100,000,000円（注）1 3,200,000,000円（注）2 （注）1 新株予約権証券の発行価額の総額である。 2 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額を記載している。

【これまでの募集実績】

（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	募集金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
8 - 関東 2 - 1	2026年 6 月 5 日	502,339,560 (3,899,560)	-	-
8 - 関東 2 - 2	2026年 7 月 1 日	440,181,160 (3,313,160)	-	-
実績合計額（円）		942,520,720 (7,212,720)	減額総額（円）	なし

（注） 募集金額及び実績合計額は、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出している。

【残額】（発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額） 92,787,280円（注）1
2,257,479,280円（注）2
（注）1 新株予約権証券の発行価額の総額である。
2 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額を記載している。

（発行残高の上限を記載した場合）

該当事項はありません。

【残高】（発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額） - 円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

（1）【募集の条件】

発行数	29,320個
発行価額の総額	4,104,800円
発行価格	140円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1 個
申込期間	2026年 9 月 3 日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社リプロセル 経営管理部
割当日	2026年 9 月 3 日
払込期日	2026年 9 月 3 日
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 新橋支店

（注）1．本発行登録追補書類による募集（以下「本募集」という。）は、2026年 8 月19日付の取締役会決議によりま
す。

2．申込み及び払込みの方法は、当社とCVI Investments, Inc.（以下「割当予定先」という。）との間で総数
引受契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3．払込期日までに、割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合、本第三者割当に係る割当は行われな
いこととなります。

4．本募集は、当社及び割当予定先との間で2026年 5 月27日付で締結されたEquity Program Agreement（以下
「エクイティ・プログラム契約」という。）に基づき、2026年 6 月乃至2026年10月の間、当社が割当予定先
に対して計 4 回にわたり当社新株予約権（第17回乃至第20回新株予約権をいい、以下、これらの新株予約権
を個別に又は総称して「本新株予約権」という。）を割り当てるものの第 3 回目であり、今回割り当てられ
る新株予約権は当社の第19回新株予約権（以下「第19回新株予約権」という。）となります。なお、エクイ
ティ・プログラム契約に基づき、当社は割当予定先に対して当社普通株式（以下「本普通株式」といい、本
普通株式の発行と本新株予約権の発行を併せ、以下「本第三者割当」という。）も割り当てる予定（エクイ
ティ・プログラム契約に基づき設定された株式及び新株予約権発行プログラムを、以下「本プログラム」と
いう。）であり、当該普通株式の募集について本日付で発行登録追補書類を提出しています。

5．振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

（２）【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社の標準となる株式である。なお、当社は１単元を100株とする単元株制度を採用している。
新株予約権の目的となる株式の数	1 第19回新株予約権の目的である株式の総数は、当社普通株式2,932,000株とする（第19回新株予約権１個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、本欄第２項乃至第４項により割当株式数が調整される場合には、第19回新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 2 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は、第19回新株予約権のうち、当該時点で行使されていない第19回新株予約権に係る割当株式数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てる。 調整後割当株式数＝調整前割当株式数×分割・無償割当て・併合の比率 なお、「無償割当ての比率」とは、無償割当て後の発行済普通株式総数（自己株式を除く。）を無償割当て前の発行済普通株式総数（自己株式を除く。）で除した数を意味する。 また、上記のほか、調整後割当株式数の調整を必要とする事由が生じた場合には、当社は、調整後割当株式数を合理的な範囲で調整することができる。 3 調整後割当株式数は、当社普通株式の分割の場合は、分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の併合の場合は、併合の効力発生日以降、当社普通株式の無償割当ての場合は、無償割当ての効力発生日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。 4 割当株式数の調整が行われるときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、第19回新株予約権に係る新株予約権者（以下「第19回新株予約権者」という。）に対し、かかる調整が行われる旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使時の払込金額	1 第19回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (1) 各第19回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。 (2) 第19回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式１株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初186円とする。 2 行使価額の修正 該当なし 3 行使価額の調整 (1) 第19回新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合等で、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額（下記第(2)号 の場合は、取得請求権付株式に係る取得請求権又は新株予約権を当初の発行条件に従い行使する場合の下記第(2)号 に定義する取得価額等。また、下記第(2)号 の場合は、下方修正が行われた後の取得価額等）が、下記第(2)号において調整後行使価額の適用開始日として定める日において有効な行使価額を下回る場合には、行使価額は当該払込金額又は取得価額等と同額に調整される。

(2) 新株式発行等により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（以下、当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することを「交付」という。）（無償割当てによる場合を除く。）（但し、株式報酬制度に基づき当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合、並びに、エクイティ・プログラム契約に基づき割当予定先に対して第三者割当の方法により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式を目的とする新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（但し、ストックオプション制度に基づき当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に当社新株予約権を発行又は付与する場合、並びに、エクイティ・プログラム契約に基づき割当予定先に対して第三者割当の方法により当社新株予約権を発行する場合を除く。以下「取得請求権付株式等」と総称する。）を発行又は付与する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日）以降、又は無償割当ての場合は効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（以下「取得価額等」という。）の下方修正等が行われた場合（但し、本「3 行使価額の調整」と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）

調整後行使価額は、下方修正等が行われた後の取得価額等が適用される日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 及び の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 及び にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに第19回新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} \times \text{調整前行使価額により} - \text{調整後行使価額}) \times \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 当社は、第19回新株予約権の発行後、下記第(4)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「株式分割等による行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

- (4) 株式分割等による行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

株式の分割による場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

株式の併合による場合

調整後行使価額は、その効力発生日以降これを適用する。

株主に対する無償割当てによる場合

調整後行使価額は、無償割当ての効力発生日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

本号及びの場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号及びにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに第19回新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (5) 当社は、第19回新株予約権の発行後、下記第(6)号に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による行使価額調整式」といい、株式分割等による行使価額調整式とあわせて「行使価額調整式」と総称する。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株当たり特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株当たり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る基準日における割当株式数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (6) 「特別配当」とは、第19回新株予約権を行使することができる期間の末日までの間に到来する配当に係る基準日における、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額に当該基準日時点における割当株式数を乗じて得た金額をいう。

特別配当による行使価額の調整は、各特別配当に係る基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の翌日以降これを適用する。

- (7) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

	(8) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 特別配当による行使価額調整式で使用する時価は、当該剰余金の配当に係る基準日にそれぞれ先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 (9) 上記第(2)号、第(4)号及び第(5)号記載の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、第19回新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。 会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。 (10) 行使価額の調整が行われるときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、第19回新株予約権者に対し、かかる調整が行われる旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号 及び第(4)号 に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	549,456,800円 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項により、行使価額が調整された場合には、上記株式の払込金額の総額は増加又は減少する。また、第19回新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第19回新株予約権を消却した場合には、上記株式の払込金額の総額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1 第19回新株予約権の行使により株式を交付する場合の株式1株の払込金額 第19回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の払込金額は、行使請求に係る各第19回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各第19回新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。 2 第19回新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 第19回新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	2026年9月4日から2030年9月3日まで
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1 第19回新株予約権の行使請求受付場所 株式会社アイ・アール ジャパン 2 第19回新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし 3 第19回新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 新橋支店
新株予約権の行使の条件	各第19回新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当事項なし

新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし。なお、エクイティ・プログラム契約において第19回新株予約権の譲渡（但し、割当予定先の投資管理目的で、Bank of America、J.P. Morgan及びGoldman Sachs & Co.並びにこれらの関連会社に対する譲渡を除く。）の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められている。
代用払込みにに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

（３）【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

２【新規発行による手取金の使途】

（１）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
549,456,800	4,000,000	545,456,800

- （注）１．第19回新株予約権の行使価額が調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。また、第19回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び第19回新株予約権の保有者がその権利を喪失した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少いたします。
- ２．上記払込金額の総額は、第19回新株予約権の発行価額の総額に第19回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であります。
- ３．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- ４．発行諸費用は、主に、弁護士費用、及びその他事務費用（印刷事務費用、登記費用）等からなります。

（２）【手取金の使途】

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
難治性固形がんを対象とした「GPC-1 CAR-T療法」の研究開発及び臨床試験開始準備に係る費用	490	2026年９月～2029年６月
運転資金等	55	2026年９月～2029年３月
合計	545	-

- （注）１．調達資金を実際に支出するまで銀行口座で管理いたします。
- ２．第19回新株予約権の行使の有無は第19回新株予約権の保有者の判断に依存するため、行使期間中に行使が行われず、第19回新株予約権の行使による資金調達ができない場合があります。その場合には、 から優先的に充当いたします。

上記表中に記載の各資金使途についての詳細と具体的内容は以下のとおりです。

難治性固形がんを対象とした「GPC-1 CAR-T療法」の研究開発及び臨床試験開始準備に係る費用

GPC-1 CAR-T療法は、第16回新株予約権発行以降の継続的な新規パイプライン探索活動の成果として、2024年12月のAMED公募事業への採択を契機に新たに当社パイプラインに加わったものです。現在、京都大学大学院医学研究科及び国際医療福祉大学医学部との共同研究のもと、薬事規制に準拠した非臨床試験、品質・製造方法の確立等を進めております。

本プログラム全体においては、食道がん等の難治性固形がんを対象とした臨床試験の早期開始に向けた研究開発費に700百万円、非臨床試験費用に250百万円、CMC関連費用及び治験開始準備費用等に1,050百万円の合計2,000百万円を充当する予定としております。

今回の本普通株式により調達する資金351百万円及び今回の本新株予約権の発行による資金調達額490百万円の合計841百万円については、GPC-1 CAR-T療法を新たな成長の柱として早期に臨床段階へ進展させるため、研究開発費に280百万円、非臨床試験費用に94百万円、CMC関連費用及び治験開始準備費用等に467百万円を充当する予定です。具体的には、京都大学大学院医学研究科及び国際医療福祉大学医学部との共同研究を通じた研究開発の推進、薬事規制に準拠した非臨床試験の実施、並びに治験開始に向けた品質・製造方法の確立、製造プロセスの検討及び関連資料の整備等に充当してまいります。

運転資金等

上記各パイプラインの開発推進に加え、当社の競争優位性の源泉である「ヒト細胞ビジネスプラットフォーム」及び再生医療等製品の受託製造体制を維持・強化するため、研究開発費、人件費及び一般管理費

等の運転資金に充当する予定です。これにより、研究支援事業で創出する収益基盤とメディカル事業における成長投資の両立を図り、継続的な企業価値向上につなげてまいります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

ロックアップ等について

当社は、エクイティ・プログラム契約において、割当予定先との間で以下の事項について合意しています。

エクイティ・プログラム契約の締結日からエクイティ・プログラム契約に基づく各発行の各割当日後90日目に終了する期間中、割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式、当社のその他の資本性商品、当社普通株式又は当社のその他の資本性商品に転換若しくは交換されうる証券又は当社普通株式若しくは当社のその他の資本性商品を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等を行わないものとします。但し、本プログラムによる資金調達（以下「本資金調達」という。）並びに本新株予約権又は発行済みの当社新株予約権等の行使による当社普通株式の交付（但し、発行済みの当社新株予約権等の行使により交付される当社普通株式の数は発行済株式数の5%以下とする。）、株式分割又は株式無償割当による当社普通株式の発行、株主への新株予約権無償割当及び当該新株予約権の行使による当社普通株式の交付、当社の取締役等への譲渡制限付株式の発行、ストック・オプションの付与及び当該ストック・オプションの行使による当社普通株式の交付（但し、交付される当社普通株式の数は発行済株式数の5%以下とする。）、又は資本業務提携を目的として当社の戦略的投資家に対して当社普通株式の発行等を行う場合、その他日本法上の要請による場合等を除くものとします。

第1回目の発行の割当日（2026年6月11日）後12ヶ月間、当社は株価連動取引（以下に定義される。）の発行又は締結を行わないものとします。但し、当社の書面による要請に基づき、割当予定先の単独の裁量によりこれに同意した場合はこの限りではありません。

「株価連動取引」とは、（ ）株式等価物（以下に定義される。）の当初発行後に、当該株式等価物における当社普通株式の取得に係る行使価額若しくは転換価額等が(A)当社普通株式の時価等に連動して決定又は変更されるもの、若しくは(B)当社の事業若しくは当社普通株式の取引市場に関連する事由の発生により調整されるものの発行若しくは売却に係る取引、又は（ ）当社が将来決定される価格に基づき証券を売却することを内容とする契約等の締結を意味します。

「株式等価物」とは、当社又はその子会社の証券で、その保有者がいつでも株式の取得、転換等ができる権利を有するものを意味し、負債、優先株式、権利、オプション、ワラント若しくはその他の有価証券が含まれます。

当社がエクイティ・プログラム契約に定める一定の取引（当社の連結財務諸表における総資産額の50%超の資産等の処分等）を行った場合又は当社にエクイティ・プログラム契約に定めるデフォルト事由（当社が発行する株式の上場廃止等）が発生した場合等においては、割当予定先が本新株予約権への投資を行うにあたって当初想定した前提に重大な変更が生じることにより鑑み、割当予定先が当社に要求した場合には、当社は本新株予約権を当該時点における合理的な価格として、エクイティ・プログラム契約に定めるブラック・ショールズ価格（ブラック・ショールズ・モデルを用いて、当社普通株式の価格、ボラティリティ等を考慮して算出される価格）で買い取るものとします。

当社は、割当予定先の実質的保有株式に係る議決権数が、当社の議決権総数の9.9%を上回ることとなるような取引等を行わないものとします。

株券貸借に関する契約

本新株予約権の発行に伴い、当社株主である横山周史（以下「貸株人」という。）と、割当予定先との間で、2026年6月10日から、全ての本新株予約権の行使期間が経過した日又は割当予定先が本新株予約権を保有しなくなった日のうちいずれか早い日までの期間を貸借期間として、割当予定先が、貸株人の保有する当社普通株式（上限500,000株）を借り入れることができることを合意する本株式貸借契約が2026年6月10日付で締結されております。なお、本株式貸借契約上、割当予定先は、つなぎ売り（以下に定義される。）以外の目的での当社普通株式の第三者への譲渡、質権を含む担保権の設定、その他一切の処分をせず、また、つなぎ売り以外の空売りを目的として、第三者との間で当社普通株式についての株券貸借に関する契約を締結しないものとされています。「つなぎ売り」とは、割当予定先が本新株予約権の行使を行うことを前提に当該新株予約権の行使の結果取得することとなる株式の数量の範囲内で発行会社の株式の売付けを行うことをいいます。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

(1) 名称	CVI Investments, Inc.
--------	-----------------------

(2) 所在地	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands	
(3) 国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。	
(4) 出資額	開示の同意が得られていないため、記載しておりません。	
(5) 組成目的	投資	
(6) 組成日	2015年7月1日	
(7) 主たる出資者及びその出資比率	開示の同意が得られていないため、記載しておりません。	
(8) 業務執行組員又はこれに類する者に関する事項	名称	Heights Capital Management, Inc. (以下「HCM」という。)
	所在地	アメリカ合衆国、19801、デラウェア州、ウィルミントン、スイート715、1201Nオレンジストリート、ワン・コマー・センター
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
	出資額又は資本金	開示の同意が得られていないため、記載しておりません。
	事業内容又は組成目的	投資
	主たる出資者及びその出資比率	開示の同意が得られていないため、記載しておりません。
	代表者の役職・氏名	President Martin Kobinger

(注) 割当予定先の概要の欄は、2026年8月19日現在のものであります。なお、非公開のファンドである割当予定先に関する一部の情報については、当社経営管理部GMの山根幸司が、HCMのAsia Pacific地域投資責任者を通じてInvestment ManagerであるMartin Kobinger氏に確認したものの、開示の同意が得られていないため、記載しておりません。また、割当予定先が開示の同意を行わない理由につきましては、割当予定先及びHCMはSusquehanna International Groupに属する共通支配下の会社の一つであって、上記二社を含むSusquehanna International Groupに属するエンティティは全て、外部資本の受け入れを行っていない非公開のエンティティであることから、資本構成や資本金・出資金の情報は極めて守秘性の高く、本国においても非公開の情報であるためと聞いております。

b. 提出者と割当予定先との間の関係

割当予定先との出資関係	当社が2026年6月11日に発行した当社普通株式（2,932,000株）及び当社第17回新株予約権（29,320個）並びに当社が2026年7月16日に発行した当社普通株式（2,932,000株）及び当社第18回新株予約権（29,320個）について、割当予定先に割り当てております。
割当予定先との人事関係	該当事項はありません。
割当予定先との資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引等の関係	該当事項はありません。

（注） 提出者と割当予定先との間の関係の欄は、2026年8月19日現在のものです。

c. 割当予定先の選定理由

(1) 募集に至る経緯及び目的

当社グループは、iPS細胞を事業の中核としており、大学・公的研究機関及び製薬企業等の顧客向けに、研究試薬や細胞等の研究用製品、iPS細胞作製受託等の研究サービス、及び細胞測定機器を提供する「研究支援事業」、並びに再生医療等製品の研究開発、再生医療等製品の受託製造事業、臨床検査受託サービスを展開する「メディカル事業」の2つのセグメントを展開し、再生医療領域におけるグローバルなマーケットリーダーとなることを目指しております。

当社グループを取り巻く市場環境といたしましては、再生医療産業のグローバル市場規模が2030年に約17兆円へと成長することが見込まれております（経済産業省「再生医療の実用化・産業化に関する研究会の最終報告」）。また、日本では薬機法に基づく条件・期限付き承認制度等により、早期の実用化を強力に後押しする環境が整備されております。このような状況の下、当社グループは、短中期的な収益の柱である「研究支援事業」と、中長期的な成長を牽引する「メディカル事業」の両輪を組み合わせることで、持続的かつ連続的な企業成長の実現を図っております。

中長期的な成長の柱である「メディカル事業」におきましては、これまでの先行投資が具体的な成果として結実する重要な局面を迎えております。

台湾のステミネント社より導入した脊髄小脳変性症を対象とする「ステムカイマル」につきましては、日本国内で実施した第 相臨床試験（2020年2月投与開始、2022年5月完了）では、全被験者で重篤な有害事象は認められず、安全性が確認されました。有効性については、主要評価項目であるSARAスコアにおいて、実薬群のスコア上昇が自然歴と比較して抑制される傾向が確認されました。また、ステミネント社が台湾で実施した第 相臨床試験でも、安全性に問題はなく、SARAスコアの改善及び進行抑制効果が確認され、日本での試験結果を裏付けるものとなりました。2024年11月に提携先のステミネント社が外国製造業者としての認定を受けた（当社が2024年11月11日付で開示いたしました「ステミネント社の再生医療等製品外国製造業者の認定のお知らせ」をご参照ください。）要件の充足等を踏まえ、日本での製造販売承認申請に向けた準備を進めております。

iPS神経グリア細胞製品につきましては、ALSモデルラット（ALS病態を再現したラット）を用いた実験で、iPS神経グリア細胞投与群において、非投与群と比較して運動機能低下が有意に抑制される結果を得ました。また、投与したiPS神経グリア細胞がラット体内に長期間生着し、運動神経を活性化していることも確認されております。これらの有望な非臨床データを基に、ALSを対象とした臨床試験の早期開始に向けた準備を加速してまいります。

次なる成長の柱として戦略的に取り組む「固形がんを対象としたがん細胞免疫療法」分野においても、「腫瘍浸潤リンパ球（TIL）療法」及び「GPC-1 CAR-T療法」の2つの再生医療等製品の研究開発を進めております。

腫瘍浸潤リンパ球（TIL）療法においては、慶應義塾大学が実施している進行子宮頸がんを対象とする先進医療Bにおいて、当社製造のTILを用いて、2例目の患者様への投与が実施されております。さらに、TILの新規培養法に関する新たな共同研究契約を慶應義塾大学と締結し、早期の事業化を目指しております。

難治性固形がんを対象とした「GPC-1 CAR-T療法」については、2024年12月に国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の公募事業「再生医療・遺伝子治療の産業化に向けた基盤技術開発事業」に採択されました（当社が2024年12月10日付で公表した「AMED公募事業『再生医療・遺伝子治療の産業化に向けた基盤技術開発事業』の採択に関するお知らせ（課題名：GPC-1陽性再発・難治固形癌に対する新規GPC-1 CAR-T療法の開発）」をご参照ください。）。現在、京都大学大学院医学研究科早期医療開発学講座及び国際医療福祉大学医学部免疫学との委託契約を締結し、食道がんを対象とした臨床試験の早期開始に向けて準備を進めております。

加えて、再生医療等製品の受託製造事業においても、2026年にAI設計ゲノム編集システム「StemEdit™」やMCB製造サービスの提供を開始し、一気通貫のサービス体制を確立するなど、再生医療事業を加速させております。

このような状況の下、当社は更なる企業価値向上を加速させるため、本資金調達を実施いたします。本資金調達の主な目的は、現在進行中であるTIL療法プロジェクトを計画通りに完遂させるための資金（前回（2023年12月）の発行時における新規パイプラインの導入及び治験に係る費用に係る充当予定額1,990百万円から実際の調

達資金1,119百万円を差し引いた調達資金不足額871百万円）を確保するとともに、次なるパイプラインである難治性固形がんを対象とした「GPC-1 CAR-T療法」の開発を強力に推進することにあります。

加えて、将来の事業拡張を見据え、「StemEdit™」及びiPS細胞エクソソーム技術による高度な細胞（及び、セルフリー）治療など、当社の技術基盤とシナジーが見込まれる領域において、機動的に新規案件の立ち上げ、及び共同研究を進めてまいります。

新規パイプラインの対象疾患としては、患者数が数万人程度の希少疾患領域を中心に検討を進めており、1件あたりの導入及び治験に係る費用としては10～20億円程度を想定しております。これらの継続的かつ機動的な資金投下は、将来にわたる当社の収益の柱を幾重にも構築し、中長期的な企業価値を飛躍的に向上させるための極めて重要な布石となります。

当社の財務状況におきましては、2026年3月末現在で現金及び有価証券を合計で約6,507百万円保有しており、強固な手元流動性を確保し、一定の安定した財務基盤を有しております。一方で、当期の業績は、当社の主要市場である米国において、研究関連予算縮減に伴う研究機関等の予算執行の停滞といった影響を大きく受けました。その結果、2026年3月期連結会計年度の売上高は2,233百万円、営業損失は860百万円となり、親会社株主に帰属する当期純損失として591百万円を計上し、未だ営業活動によるキャッシュフローを安定的に創出するには至っておりません。

さらに、直近では、中東情勢の緊迫化によるエネルギー及び資材の供給問題もあり、予断を許さない状況が続いております。しかしながら、こうした世界的な政局不安やマクロ経済環境の逆風下にあっても、次世代の主力パイプラインに対する研究開発投資を停滞させることは、当社の将来の成長機会を著しく損なうものと考えております。

このように外部環境の変動による影響を受ける中においても、当社が自らの意志で連続的な企業成長を実現するためには、機動的な資金調達手段の確保と既存株主の皆様への配慮を両立させる必要があります。本プログラムは、計4回にわたって当社普通株式及び当社新株予約権を発行するハイブリッド型のスキームとなります。普通株式の発行により当面の研究開発等に必要となる資金を一定額確実かつ迅速に確保しつつ、各発行決議日時点の株価水準よりも高い行使価額（各回発行決議日の直前取引日終値の120%）が設定されたプレミアム新株予約権を発行することで、将来の当社事業の進捗とそれに伴う企業価値向上に応じた追加的な成長資金の獲得を可能とする設計となっております。なお、各回発行決議日の直前取引日終値の120%という水準は、既存株主様の利益保護と資金調達の確実性の最適なバランスを考慮しながら割当予定先と協議の上、決定したものです。以上のスキームにより、強固な財務基盤を維持しながら、一時の過度な株式の希薄化を分散・抑制し、既存株主の皆様の利益に十分配慮した最適な資金調達が実現できると判断し、本プログラムの導入を決定いたしました。今回の資金調達を通じて得られた資金を成長ドライバーであるメディカル事業の各パイプラインに機動的かつ集中的に投下することで、早期の事業化及び収益化を確実なものとし、将来的な利益創出と株主価値の増大へとつなげてまいります。今回の資金調達は、当社の中長期的な企業価値を大きく向上させ、ステークホルダーの皆様利益に資するものと考えております。

上記のとおり、当社の置かれた状況を踏まえ、資金調達手法について検討してまいりました。かかる状況の中、従前より当社の決算発表後等に特定の取引に関連しない平常的な面談を複数回実施してきた、割当予定先の資産運用を行う会社であるHeights Capital Management, Inc.のAsia Pacific地域投資責任者より、2025年11月頃に当社に対し第三者割当を通じた資金調達に関する初期的な提案がありました。その後、当社は、Heights Capital Management, Inc.の本邦上場企業に対する投資実績、投資先と良好な関係を構築しながら投資先を育成していく投資方針に鑑み、本格的に資金調達に関する協議を開始することを決定し、Heights Capital Management, Inc.との間で調達金額、発行証券の商品性等について協議を行いました。その結果、今後の事業戦略、資金調達ニーズを踏まえた当社の意向に可及的に合致する本資金調達のスキームについて合意するに至ったため、Heights Capital Management, Inc.が資産運用を行うCVI Investments, Inc.を割当予定先として選定することに決定いたしました。

(2) 本第三者割当を選択した理由

当社は、上記「(1) 募集に至る経緯及び目的」に記載の資金調達を行うために、様々な資金調達方法を検討してまいりましたところ、割当予定先から本資金調達の提案を受けました。当社は、本普通株式及び本新株予約権の発行により、当社の資金需要に対し一定の金額を発行時点で調達することができ、また、残りの必要金額については本新株予約権の行使により株価に配慮した形での調達が可能となるため、今般の資金調達を選択いたしました。また、当社は今回の資金調達に際し、以下の「（本資金調達の特徴）」及び「（他の資金調達方法との比較）」に記載されている点を総合的に勘案した結果、本資金調達による資金調達方法が、既存株主の利益に配慮しながら当社の将来の資金ニーズに対応しうる、現時点において最適な選択肢であると判断し、本手法を採用することといたしました。なお、本資金調達は本普通株式及び本新株予約権の発行によって達成されるものであるため、本「(2) 本第三者割当を選択した理由」においては、本普通株式の発行についても併せて記載しております。

なお、本資金調達により、当社普通株式の価値に一定の希薄化が生じることになります。特に、本新株予約権につきましては、下記のとおり行使価額の調整条項に割当予定先から提案を受けたフルラチェット方式を採用しているところ、下記「（本資金調達の特徴）〔デメリット〕」に記載のとおり、フルラチェット方式には、発行時の条件よりも少ない調達金額により既存株主の持分希薄化が生じる可能性があるというデメリットがあります。もっとも、上記「（1）募集に至る経緯及び目的」に記載した本資金調達の必要性等を踏まえれば、フルラチェット方式による行使価額の調整条項を含む本資金調達のスキームは、これを全体としてみれば、既存株主の皆様には不相当な不利益を与えるものではなく、本資金調達により当社の中長期的な企業価値の向上が期待されることから、結果として既存株主の皆様の利益向上につながるものと考えております。

（本資金調達の特徴）

〔メリット〕

本普通株式の発行により、証券の発行時に一定の資金調達が可能となり、上記「（1）募集に至る経緯及び目的」に記載した事業戦略を遅滞なく円滑に遂行することが可能となります。

エクイティ・プログラム契約という形態を取ることで、一度に全株を発行する場合と比べ、株価インパクトの分散化が可能となります。また、当社が予定する将来の事業進捗をより織り込んだ株価によって発行ができる可能性が高まるため、既存株主の保有する株式価値が向上することが期待され、既存株主の希薄化等に対してもより配慮した設計となります。

本新株予約権の発行により、将来的な自己資本の拡充が期待可能でありつつも、段階的に行使が行われることが期待できるため、株価インパクトの分散化が可能となります。

本新株予約権の行使価額は発行決議日の直前取引日終値の120%に相当する金額に固定されており、修正条項が付されていない分、資金調達のスピード感や蓋然性は低くなることが想定されますが、他方において、各発行決議日時点の株価水準よりも高い水準での行使が期待できます。なお、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権や新株予約権付社債等を当社が新たに発行する場合で、当該新株予約権の当初行使価額等が本新株予約権の行使価額を下回る場合には、本新株予約権に付された調整規定の適用により、本新株予約権の行使価額は、新たに発行される新株予約権又は新株予約権付社債の行使価額又は転換価額と同額になるよう下方調整されます。但し、エクイティ・プログラム契約に基づいて割当予定先に対して発行する第2回発行から第4回発行に係る本普通株式及び本新株予約権の発行等、本新株予約権の発行要項に定められた一定の例外に該当する場合には、下方調整はされません。

本普通株式の発行により発行される当社普通株式は最大11,728,000株（各回の発行につき最大2,932,000株）、本新株予約権の目的である当社普通株式数は最大11,728,000株（各回の発行による本新株予約権についてそれぞれ最大2,932,000株）でそれぞれ固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されているため、希薄化の規模が当初予定より増加することはありません。

本普通株式による調達資金、本新株予約権による調達金額のうち行使の対象となった金額はいずれも資本性の資金となるため、財務柔軟性が向上します。

〔デメリット〕

本普通株式及び本新株予約権の発行は、エクイティ・プログラム契約に定められる条件の成就を条件としており、当該条件が成就されない場合、本普通株式及び本新株予約権の発行による資金調達の一部が実現しない可能性があります。

本普通株式については即座の資金調達が可能ですが、本新株予約権については、新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行当初に発行を予定する金額の満額の資金調達が行われるわけではなく、また資金調達の時期についても不確実性があります。

市場環境に応じて、本新株予約権の行使完了までには一定の期間が必要となります。また、当社の株式の流動性が減少した場合には、行使完了までに時間がかかる可能性があります。

本新株予約権は、行使価額修正型ではないため、株価が本新株予約権の行使価額を下回って推移した場合、割当予定先による本新株予約権の行使が期待できず、事実上資金調達ができない仕組みとなっております。特に、本新株予約権の行使価額は現状の株価水準よりも高い価格に設定・固定されており、行使がなされるためには株価の上昇が必要であるため、その行使の蓋然性は相対的に低くなっております。

株価が本新株予約権の行使価額を超えている場合でも、割当予定先が本新株予約権を行使するとは限らず、資金調達の時期には不確実性があります。

本新株予約権に係る行使価額の調整条項は、フルラチェット方式を採用しております。本新株予約権に付された行使価額の調整条項においては、当社が、新たに新株式の発行や自己株式の処分を行う場合においては、当該発行・処分に係る払込金額、新株予約権や取得請求権付株式等を発行・付与する場合においては、これらの行使又は転換に係る当社普通株式1株当たりの対価（取得価額等）、新株予約権や取得請求権付株式等の取得価額等について下方修正が行われた場合においては、下方修正後の取得価額等が、それぞれ本新株予約権の行使価額を下回る場合等において、本新株予約権の行使価額が乃至の金額と同額に下方調整されます。これにより、割当予定先は、後発的に当社が他の投資家に

とってより有利な条件で新株式等を発行した場合でも、常にその条件を踏まえて調整された行使価額によって本新株予約権を行使できることから、投資回収の不確実性が低減される一方で、当社が将来、本新株予約権の行使価額を下回る金額で資金調達を行う場合には、本新株予約権の行使価額がそのたびに下方調整されることになります。その後、当社の株価が上昇しても本新株予約権の行使価額は上方には調整されず、また、当社の裁量により本新株予約権を取得することもできません。結果として、発行時の条件よりも少ない調達金額で、既存株主の持分比率が段階的に希薄化していく可能性があります。

（他の資金調達方法との比較）

公募増資等により一度に全株を発行すると、一時に資金を調達できる反面、希薄化も一時に発生するため株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。また、一般投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうかの不透明であり、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

普通社債又は借入れによる資金調達では、利息負担が生じ、調達金額が全額負債として計上されるため、本資金調達において調達するのと同規模の資金を全て負債により調達した場合、財務健全性が低下する可能性があります。今後の事業戦略推進において、緊急の資金需要が生じた場合に備えて迅速に有利子負債による資金調達を行う選択肢を残す観点からも、普通社債の発行又は借入れにより調達することは現時点における現実的な選択肢ではないと判断いたしました。

株主割当増資では出資を履行した株主との間では希薄化懸念は払拭されますが、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうかの不透明であり、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

いわゆるライツ・イシューには、発行会社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、発行会社はそのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達方法ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金調達を実現できるかどうかの不透明であると考えられます。

行使価額修正条項付の新株予約権には、様々な設計がありますが、その行使価額は下方にも修正される形が一般的です。行使価額修正条項付の新株予約権は行使の蓋然性が高まる一方、資金調達の金額が当初の予定を下回ることも珍しくありません。今般の資金調達に際しては、本普通株式の発行により当面必要な資金を調達しつつ、本新株予約権については現状の株価水準よりも高い水準で行使価額を設定・固定し、株価上昇後に行使が行われる設計とすることにより、既存株主の株式価値を損なうことなく、追加的な資金調達を当初の予定どおりの金額規模で達成できる見込みです。このように、行使価額が下方修正されるタイプの修正条項付の新株予約権に比べて、想定どおりの金額での資金調達を実現できる可能性が高いという意味で、本新株予約権は当社の資金需要に合致した資金調達方法であると考えております。

転換社債型新株予約権付社債は、発行当初に資金調達が可能となるものの、その全額が当初負債となり、その後の転換状況も株価に依拠することとなります。株価の状況等により行使が進まなければ、負債であるため、当社の財務の健全性を害することから今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

第三者割当により一度に当社普通株式のみを発行する場合、一時に資金調達を可能とする反面、1株当たり利益の希薄化も一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいのと考えられること、また現実的に本資金調達と同規模の金額を一度に引き受ける投資家を見つけることは困難であることから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

d．割り当てようとする株式の数

第19回新株予約権の目的である株式の総数は2,932,000株です（但し、上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券（2）新株予約権の内容等」「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがあります。）。

e．株券等の保有方針

割当予定先との間で、本プログラムにより発行される本新株予約権の行使により取得する当社普通株式について、継続保有に関する取り決めはありません。なお、当社代表取締役の横山周史が、HCMのAsia Pacific地域投資責任者を通じてInvestment ManagerであるMartin Kobinger氏より、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関する割当予定先の保有方針は、純投資であると口頭で確認しております。なお、割当予定先は、中長期投資ができる余裕を持つ機関投資家として広く知られており、当社にとって将来の成長を加速するための資本パートナーとなると考えております。このため、エクイティ・プログラム契約上、割当予定先の実質的保有株式に係る議決権数が、当社の議決権総数の9.9%を上回ることとならないようにする旨を盛り込んでおります。

f．払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先から、割当予定先が作成し、2026年2月末現在の未監査貸借対照表を受領しており、割当予定先との間で締結したエクイティ・プログラム契約において、割当予定先より払込みに要する十分な財産を保有する旨の表明を受けています。また、当社経営管理部GMの山根幸司が、HCMのAsia Pacific地域投資責任者を通じてInvestment ManagerであるMartin Kobinger氏に対する書面による確認により払込みにあたって十分な資産があること及び自己資金での払込みであることを2026年5月22日に確認しており、割当予定先に割り当てられる本普通株式及び本新株予約権の発行に係る払込みに十分な財産を有することを確認しております。なお、割当予定先は、Susquehanna International Groupが有する自己資金で運用する機関投資家です。

g．割当予定先の実態

当社は、割当予定先との間で締結したエクイティ・プログラム契約において、割当予定先から、割当予定先及びその主な出資者が反社会的勢力ではなく、又は反社会的勢力と何らかの関係ない旨の表明保証を受けています。さらに、割当予定先及びその業務執行組合員について、反社会的勢力であるか否か、並びに割当予定先及びその業務執行組合員が反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、独自に専門の第三者調査機関であるリスクプロ株式会社（代表取締役：小板橋仁、本社：東京都千代田区九段南二丁目3番14号靖国九段南ビル2F）に調査を依頼し、2026年5月1日に同社より報告を受けております。当該報告において、割当予定先若しくはその業務執行組合員が反社会的勢力である、又は割当予定先若しくはその業務執行組合員が反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。以上により、当社は、割当予定先並びにその業務執行組合員及び主な出資者が反社会的勢力と一切の関係がないと判断し、これに係る確認書を東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

本普通株式及び本新株予約権には譲渡制限は付されていません。但し、割当予定先との間で締結したエクイティ・プログラム契約において、本新株予約権の譲渡（但し、割当予定先の投資管理目的で、Bank of America、J.P. Morgan及びGoldman Sachs & Co.並びにこれらの関連会社に対する譲渡（注）を除きます。）の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められております。

（注） 割当予定先は、保有する資産について、効率的な資金運用を目的として同社のプライム・ブローカー口座に移転することがあります。この場合、当該資産は形式的にはプライム・ブローカーに移転されるものの、割当予定先が引き続き実質的保有者として経済的利益を有します。

3【発行条件に関する事項】

a．発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、第19回新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結したエクイティ・プログラム契約に定められた諸条件を考慮した第19回新株予約権の価値評価を第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計（以下「赤坂国際会計」という。）に依頼しました。赤坂国際会計は、第19回新株予約権の発行要項等に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日（2026年8月18日）の市場環境や割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提（当社の株価（155円）、予定配当額（0円）、無リスク利率（2.1%）、当社普通株式の株価変動性（55.1%）及び市場出来高、株価が第19回新株予約権の行使価額を超えている場合に割当予定先による行使請求が均等に実施されること、割当予定先が権利行使により取得した当社普通株式の出来高の一定割合の株数の範囲内で直ちに売却すること等）を置き、第19回新株予約権の評価を実施しています。

また、第19回新株予約権の当初の行使価額については2026年8月18日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の120%に相当する金額に設定されており、最近6ヶ月間の当社株価の水準と比べても高い水準であると考えております。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額（新株予約権1個当たり140円）を参考に、割当予定先との間での協議を経て、第19回新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の140円としています。第19回新株予約権の発行価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーション

を用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、第19回新株予約権の発行価額は算定結果である評価額と同額であるため、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

また、当社監査役3名（うち社外監査役3名）全員から、第19回新株予約権の発行条件は、第三者算定機関が当社及び割当予定先から独立した立場にあるため、その選定が妥当であること、発行価額は、当該第三者算定機関によって算出された評価額と同額であること、並びに当該第三者算定機関の計算方法及び前提条件に不合理な点が認められないことから、割当予定先に特に有利な金額での発行に該当せず、適法である旨の意見を得ております。

b．発行数量及び株式の希釈化規模の合理性に関する考え方

第19回新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は2,932,000株（議決権数29,320個）であり、2026年3月31日現在の当社発行済株式総数95,147,891株及び議決権数949,796個を分母とする希薄化率は3.08%（議決権ベースの希薄化率は3.09%）に相当します。また、本日の発行決議に先立つ6ヶ月以内に発行された本プログラムの第1回第三者割当（以下「第1回第三者割当」という。）による本普通株式の数（2,932,000株）及び本プログラムの第2回第三者割当（以下「第2回第三者割当」という。）による本普通株式の数（2,932,000株）と第17回新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数（2,932,000株）及び第18回新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数（2,932,000株）を加算した総株式数11,728,000株（議決権数117,280個）に、第3回第三者割当により発行される本普通株式の数（2,932,000株）と第19回新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数（2,932,000株）を加算した総株式数5,864,000株（議決権数58,640個）を合算した総株式数は17,592,000株（議決権数175,920個）であり、2026年3月31日現在の当社発行済株式総数95,147,891株及び議決権数949,796個を分母とする希薄化率は18.49%（議決権ベースの希薄化率は18.52%）に相当します。しかしながら、当社としては、このような希薄化が生じるものの、上述した本プログラムにより資金調達を行う目的、資金使途及び第19回新株予約権の払込金額の算定根拠に照らすと、第19回新株予約権が全て行使された場合に交付される株式の発行数量は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総議 決権数に對す る所有議決権 数の割合
CVI Investments, Inc.	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands	-	-	11,728,000	10.42%
BofA証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目4番1号 日本橋一丁目三井ビルディング	-	-	5,864,000	5.21%
横山 周史	神奈川県座間市	1,158,950	1.22%	1,158,950	1.03%
中野 暁	東京都港区	1,000,000	1.05%	1,000,000	0.89%
上田八木短資株式会社	大阪府大阪市中央区高麗橋二丁目4番2号	832,400	0.88%	832,400	0.74%
五十畑 輝夫	栃木県栃木市	828,600	0.87%	828,600	0.74%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都港区港南二丁目15番1号)	728,900	0.77%	728,900	0.65%
株式会社日本生物材料センター	東京都文京区本郷六丁目21番4号	567,600	0.60%	567,600	0.50%
中辻 憲夫	京都市上京区	500,000	0.53%	500,000	0.44%
椎橋 正則	東京都文京区	470,800	0.50%	470,800	0.42%
計	-	6,087,250	6.41%	23,679,250	21.03%

(注) 1. 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」につきましては、原則として2026年3月31日の株主名簿に基づき記載しております。

2. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

3. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数(949,796個)に、第1回第三者割当、第2回第三者割当及び本プログラムの第3回第三者割当(以下「第3回第三者割当」という。)に係る本普通株式2,932,000株、2,932,000株及び2,932,000株並びに第17回新株予約権、第18回新株予約権及び第19回新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数2,932,000株、2,932,000株及び2,932,000株に係る議決権の数(175,920個)を加えた数で除して算出しております。

4. 割当予定先の「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、第1回第三者割当、第2回第三者割当及び第3回第三者割当に係る本普通株式2,932,000株、2,932,000株及び2,932,000株並びに第17回新株予約権、第18回新株予約権及び第19回新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数2,932,000株、2,932,000株及び2,932,000株を合計した株式数17,592,000株(議決権の数175,920個)から、2026年6月15日付で割当予定先からBofA証券株式会社に対して譲渡された2,932,000株及び2026年7月21日付で割当予定先からBofA証券株式会社に対して譲渡された2,932,000株を差し引いた所有株式数(議決権の数)に基づいて記載しています。

5. BofA証券株式会社の「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2026年6月15日付で割当予定先からBofA証券株式会社に対して譲渡された2,932,000株及び2026年7月21日付で割当予定先からBofA証券株式会社に対して譲渡された2,932,000株を加味して算出しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第24期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）2026年6月26日に関東財務局長に提出

2【半期報告書】

事業年度 第25期中（自 2026年4月1日 至 2026年9月30日）2026年11月16日までに関東財務局長に提出予定

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2026年8月19日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2026年6月29日に関東財務局長に提出

4【訂正報告書】

該当事項はありません。

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（2026年8月19日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本発行登録追補書類提出日（2026年8月19日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社リプロセル 本店
（神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目8番11号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。